

会 議 録

会議の名称		令和6年度第1回守谷市人権施策推進協議会		
開催日時		令和6年7月9日（火） 開会：10時00分 閉会：11時30分		
開催場所		守谷市文化会館 会議室		
事務局（担当課）		生活経済部 人権推進課		
出席者	委員	倉持委員、上田委員、渡辺委員、下村委員、豊田委員、瀧本委員、 若杉委員、田中委員、松本委員、川崎委員、小川委員 計11名		
	事務局	松丸市長、鈴木部長 人権推進課：笠見課長、会見館長、綿引主任 教育委員会教育指導課：黒井指導主事 計 6名		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
公開不可の場合はその理由		—		
会議次第		1 開 会 2 市長あいさつ 3 委嘱状交付 4 議 題 (1) 会長、副会長の選任について (2) 守谷市人権施策推進基本計画について (3) 令和5年度守谷市人権施策推進基本計画事業の進捗管理について (2) その他 5 閉 会		

確定年月日	会議録署名
令和7年12月10日	守谷市人権施策推進協議会 会 長 下 村 順 一

審 議 経 過

1 開 会

事務局：(配付資料確認)

(委員出欠報告)

本日の会議の出席委員は11名です。委員総数は13名で半数以上の委員が出席していますので、守谷市人権施策推進協議会設置要綱第4条第2項の規定により、本日の会議は成立します。

(会議の公開、傍聴者報告)

「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、本会議を公開としましたが、傍聴希望者はおりませんでしたことを併せてご報告いたします。

2 市長あいさつ

3 委嘱状交付

事務局：(委員を代表して、倉持委員に市長から委嘱状を交付)

委員の任期は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

名簿の順に、委員を紹介します。

学識経験者	倉持 功	様
守谷市国際交流協会	上田 敏雅	様
守谷市男女共同参画推進委員会	高木 保	様
守谷市シニアクラブ連合会	田中 弘	様
守谷市障がい者相談員	渡辺 みつ代	様
取手地区保護司会守谷支部	下村 順一	様
守谷市人権擁護委員	豊田 みよ子	様、瀧本 栄 様
守谷市民生委員児童委員連合協議会	若杉 勇	様
部落解放愛する会茨城県連合会守谷支部	田中 一志	様
部落解放同盟全国連合会茨城県連合会守谷支部	松本 実	様
市民公募	川崎 国司	様、小川 雅代 様

次に事務局職員を紹介します。

生活経済部長 鈴木 規純

人権推進課長 笠見 高志

人権推進課文化会館長 会見 尚美

人権推進課 人権施策担当 綿引 洋平

守谷市教育委員会教育指導課指導主事 黒井 孝広

事務局：議題に入る前に、協議をお願いします。「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」では、会議録の作成及び公表について、「発言者の氏名は、記載しな

いこと。ただし、発言者の氏名を公にしても率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りではない。」と規定しています。市としては、会議で承認を得られたものは、会議録に発言者の氏名を記載し、ホームページに掲載することになっています。本日の会議の会議録について、発言者の氏名記載の是非について協議願います。

今回は、(委員改選後の初めての会議のため) 会長、副会長が不在です。会長が選出されるまでの議事進行は、松丸市長にお願いします。

松丸市長：本日の会議録について、発言者の氏名を記載するかどうかを協議したいと思えます。意見のある方はお願いします。

(意見なし)

松丸市長：本日の会議録は、発言者の氏名を記載することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松丸市長：それでは、本日の会議録は発言者の氏名を記載することにします。

4 議 題

(1) 会長、副会長の選任について

松丸市長：会長、副会長の選出を行います。守谷市人権施策推進協議会設置要綱第3条第1項の規定により、「会長及び副会長は委員の互選とする」となっています。どのように選出したらよいか、意見をお願いします。

(意見が無かったため、「事務局一任」)

松丸市長：事務局から案をお願いします。

事務局：会長に下村委員、副会長に上田委員を推薦します。

松丸市長：事務局案について、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松丸市長：それでは、会長に下村委員、副会長に上田委員を選出します。この後の議事進行は、下村会長にお願いします。

事務局：それでは、会長及び副会長からあいさつをお願いします。

下村会長：前期より2期目の会長を仰せつかりました、下村です。皆様のご協力をいただきながら、よりよい人権課題の解決に向けて進めていきますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

上田副会長：副会長を仰せつかりました、上田です。3年間委員を務めさせていただきます。皆様ご協力のほどよろしくお願いします。

事務局：ありがとうございました。松丸市長は次の公務がありますので、ここで退席します。それでは、下村会長に議事進行をお願いします。

(2) 守谷市人権施策推進基本計画について

下村会長：事務局から説明をお願いします。

事務局：(主に、基本計画にある施策の体系について説明)

下村会長：意見、質問がありましたらお願いします。
(意見、質問がなかったため、次の議題へ)

(3) 令和6年度 守谷市人権施策推進基本計画事業の進捗管理について

下村会長：事務局から報告をお願いします。まずは、基本的施策の三つの項目について報告をお願いします。

事務局：(資料1「令和5年度 「人権教育の推進」、「人権啓発の推進」、「相談・支援体制の充実」について人権施策関連事業調査質疑回答表」に基づき変更点・質疑、回答を中心に報告)

下村会長：質疑のある方はお願いします。

若杉委員：人権啓発映画「ホーム」ですが、私とその映画を観ることが可能でしょうか。そのDVDを貸していただけるとはできるのでしょうか。

事務局：DVDを貸すこともできますが、市のホームページでも公開していますので、そちらから観ることも可能です。

若杉委員：時間はどれくらいでしょうか。

事務局：46分くらいです。

若杉委員：(質疑回答表5ページの【人権相談】【法律相談】)人権相談は非常に少なく、法律相談は非常に多く感じています。人権推進課で主催している法律相談はすぐ予約が埋まってしまうと聞いています。私はまちづくり協議会に関りがあって、市民の方を集めて法律相談を企画しようかと考えています。人権相談は、知らない人に悩み事や質問をすることは難しいと感じています。地元の民生委員なら相談できる方もいると思いますので、民児協としてできることがあれば、連携していきたいと感じます。

事務局：ありがとうございます。

倉持委員：茨城県の人権啓発映画「ホーム」は2本目です。その前の作品として「三人兄弟」という映画があります。「三人兄弟」の続編として「ホーム」ができましたので、できれば、2本とも観ていただきければ人権の認識が深まると思います。啓発グッズについてですが、人権啓発推進センターというのが芝公園にありまして全国から啓発グッズが集まっています。機会があったら参考に見てみたらいかかでしょうか。

下村会長：確認したら、人権啓発映画「ホーム」はYouTubeでも観られますので、お時間ありましたらご覧になられたらいかかでしょうか。

下村会長：ほかに質疑はありませんか。ないようでしたら、続いて、分野別施策の「女性の人権」と「子どもの人権」について、事務局から報告をお願いします。

事務局：(資料1「令和5年度 分野別施策の「女性の人権」、「子どもの人権」について人権施策関連事業調査質疑回答表」に基づき変更点・質疑、回答を中心に報告)

下村会長：質疑のある方はお願いします。

下村会長：ないようでしたら、「高齢者の人権」、「障がい者の人権」について報告をお

願います。

事務局：(資料1「令和5年度 「高齢者の人権」、「障がい者の人権」について人権施策関連事業調査質疑回答表」に基づき変更点・質疑、回答を中心に報告)

下村会長：質疑のある方は願います。

下村会長：ないようでしたら、「同和問題」から「その他の人権問題」について報告を願います。

事務局：(資料1「令和5年度 「同和問題」から「その他の人権問題」について人権施策関連事業調査質疑回答表」に基づき報告)

下村会長：質疑のある方は願います。

小川委員：(質疑回答表12ページのイ 暮らしやすい環境の充実) 外国人の理解しやすい情報提供で通訳を行い、利便性を高めるとありますが、5ページの相談・支援体制にある人権相談で外国人の方が来たことはありますか。来た場合に通訳は用意されていますか。需要があるかもわかりませんが。

事務局：人権相談になりますので、人権擁護委員の豊田委員、お話いただけますでしょうか。

豊田委員：人権擁護委員になって4年目になりますが、外国人の方の相談はありません。人権擁護委員協議会は龍ヶ崎にあります、そこでも事例もありません。茨城県でも相談窓口はありますが、聞いてはいません。

上田委員：事前に連絡があった場合は、通訳の方の用意はできるのですか？

事務局：もし、来られた場合は、職員でも英語の通訳できる者はいますので、同席してもらうこととなります。

上田委員：英語ができて、タガログ語など他の言語ができないという場合があると思います。財団法人の茨城県国際交流協会というのがあり、外国人の方のための多言語の相談窓口があります。その窓口から電話での協力をしてもらうことは可能です。

事務局：人権相談については、相談者の人権の問題があるので、そのような方、第三者が介入しても良いか検討していく必要があると思います。

若杉委員：(質疑回答表12ページのイ 学校教育における情報教育の推進) メディアリテラシーのところで、子どもたちが大人以上に携帯・インターネットに詳しくなっていて、裏アカウントなど、大人目からは把握できていない範囲で繋がりができています。学校の方で指導しても学校外で行われるとお手上げとなってしまうと思いますが、学校がどこまで指導できるか伺いたと思います。

事務局：各小中学校からいじめに関する認知の情報はあげられています。その中でSNS上のトラブルは多い状況です。学校側としてどこまで把握して、どう指導していくは難しい状況となっています。なるべく、関係する子どもたちに状況を確認していますが、言葉のすれ違いというのは多いと感じています。そういうところを学校の先生方で解きほぐしてあげるという対応をしています。SNSは学校の外に関することなので、保護者の方に注意していただきとっつか

り伝えていくということが大事かと思えます。

先ほどの言葉のすれ違いというのは、口頭ではニュアンスが伝わりますが、どうしても文字だけでのことになりますので誤解が生じやすくなることが多いと思います。ですので、そういうコミュニケーションの取り方を学習する機会を普段の授業の中で取り入れています。

若杉委員：学校ではなく、各家庭での対応が一番だと思います。子どもたちが大人に顔に出さない部分ですので、大人が子どもたちの変わった様子をしっかり把握できて、早めに対応できればと思います。

川崎委員：(質疑回答表7ページのウ いじめや不登校に関する取組) いじめ対策本部や総合教育支援センターに配置となったいじめ対策指導員等と書いてあるが、いじめが発生したら、その情報がどこに入って、どのように対策や解決して、再発防止に努めていっているのでしょうか。

事務局：基本的には相手が嫌な思いをしたら、それはいじめであるというスタンスで行っています。社会通念上のいじめとは若干違うかと思えます。必要に応じて誤解がどういう部分で生じていたかということを教員が間に入って対応していきます。市内の13校が毎月1回、いじめ対策会議を実施していて、各学年からあがってきたいじめの認知が必要かどうかの案件を、学校で検討しています。その際に、総合教育支援センターにいるいじめ対策相談員がアドバイザー的にその会議に入り、最終的に学校長がいじめかどうかを決定します。その認知の報告は、その時の会議録と合わせて教育指導課に提出されます。また、そのいじめの案件が3ヶ月以上過ぎてかつ嫌な思いをしたお子さんが解消されているとなると、保護者・お子さんに確認して解消という流れになります。そこも学校の中の会議で検討して報告されます。教育指導課が把握している内容としては、各学校でどれだけのいじめを認知していて、それが解消に向かっているかという数の把握と、言葉によるからかい、手が出てしまったとか、どういう内容だったのかと、どういうきっかけで見つかったのか、例えば、アンケートによるものなのか、保護者からの連絡なのか、お子さんからの相談なのかということになります。状況を把握して、場合によっては教員の間に入ってという対応をさせていただいております。

川崎委員：総合教育支援センターというのは、どういう機能を果たしているのか。

事務局：いじめに関すること、不登校に関すること、特別支援教育に関すること。そういった教育の広い諸課題に対応させていただいています。いじめに特化した相談や就学に関する相談をさせていただいています。

川崎委員：質疑回答表にある黄色の縦の項目が42件、さらに、細分類すると60件、70件があります。こういう施策を担当する3課、4課の結果があがってきて、ジャッジし、次に生かしていくというのは、人権推進課なのでしょうか。それぞれの部門で処理していくものなのか。市全体として捉え、対応していくものなのでしょうか。

事務局：設置要綱の第1条に市の人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画(以下

「守谷市人権施策推進基本計画」という。)の策定及び検証に資するため並びに本市の人権施策の推進に関して検討及び協議をするため、守谷市人権施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置するとありますが各課で施策に対する報告を受け、人権推進課で掌握し、協議会において皆さんのご意見をいただくという流れになります。

下村会長：ほかに質問はございませんか。

ないようでしたら、令和6年度守谷市人権施策推進基本計画事業の進捗管理についての報告を終了します。

(2) その他

下村会長：その他、事務局から何かありますか。

事務局：引き続き事務局にて来年度も人権施策関連事業調査の報告書を作成しますので、当協議会で進捗状況について検証していただきたいと思います。

下村会長：以上で予定されていましたが議事は、すべて終了しました。

検証、協議いただいた内容につきましては、今後の守谷市の人権施策に反映していただきたいと思います。

5 閉会

事務局：以上で「令和6年度第1回守谷市人権施策推進協議会」を閉会します。長時間にわたり、大変お疲れさまでした。